



令和7年4月10日

担当課	保育こども園課
担当者	大江・田中
電話	(073) 435-1064
内線	5270

こども誰でも通園制度がはじまります

「こども誰でも通園制度」は、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度で、育児に不安や悩みを抱える子育て家庭を支援するとともに、家庭とは異なる経験や家族以外の人とふれあう機会が得られることで、こどもの成長発達につながることを期待できます。

和歌山市では令和8年度の本格実施を見据え、公立保育所2か所で試行的に実施し、多様な働き方やライフスタイルに合わせた育児支援を行います。

➤対象児童

- ・生後6か月～2歳 ※満3歳の誕生日の前々日まで利用可能
- ・保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていないこども

➤実施施設

- ・和歌山市立砂山保育所（和歌山市砂山南 2-1-4）
- ・和歌山市立楠見保育所（和歌山市楠見中 105）

➤利用料金

1時間あたり300円 ※所得に応じて利用料金の減額あり

➤利用時間

こども一人につき月10時間まで

➤利用の流れ

認定審査後、利用施設との親子面談を経て、利用予約が可能となります。
※先着順にて利用決定となります。

➤認定申請の受付

令和7年4月7日（月）から受付中

➤利用開始日

令和7年6月2日（月）から
※詳しくは市のHPをご覧ください。



こども誰でも通園について



利用の流れについて

